

**熊本県個人情報保護審査会答申の概要**  
(平成23年2月15日付け答申第11号)

**1 事案の概要**

- |            |       |   |
|------------|-------|---|
| H22. 2. 26 | 異議申立人 | 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、知事に対し、「消費者相談あっせん結果報告書」（以下「本件対象文書」という。）に記載された自己情報について訂正（削除又は挿入）請求。 |
| H22. 3. 24 | 知事    | 訂正請求に対し、いずれも訂正をしなければならない場合に該当しないとして、不訂正決定。  |
| H22. 5. 20 | 異議申立人 | 本件不訂正決定を不服として異議申立て。   |
| H22. 6. 8  | 知事    | 熊本県個人情報保護審査会に諮問（諮問第14号）。  |

**2 当事者の主張の要旨**

(1) 異議申立人

- ① 本件不訂正決定を取り消し、請求どおりの訂正を求める。
- ② 第2回あっせんには夫は欠席しており、「〇〇夫妻」との記載は事実ではない。
- ③ 第2回あっせんで決定された内容の記載に誤りがある。
- ④ 第3回あっせんで合意に至った部分の記載に誤りがある。

(2) 知事

- ① 出席していた他の職員にも事実と相違する記載はないことを確認しており、訂正をしなければならない場合には該当しない。
- ② 本件対象文書は、法令等の規定に基づいて作成しているものではなく、上司に報告するために担当者が作成した内部文書であり、当事者を拘束するものではない。記載内容についても決まりはなく、合意に至った内容を要約して記載するものであり、発言をすべて記載するものではない。
- ③ 第2回あっせん結果報告書の「〇〇夫妻」との記載については、「〇〇夫妻側」という意味で記載しているものである。

**3 審査会の判断**

**訂正請求のあった部分のうち、「〇〇夫妻」と記載のある1箇所は適切な内容に訂正すべきであるが、その他の部分については、いずれも不訂正としたことは妥当**

- (1) 第2回あっせん結果報告書に記載されている「〇〇夫妻」という記載のうち、1箇所目は、夫はあっせんに欠席しているものの、知事の説明する「夫妻側」という意味に解することが可能であり記載の誤りとまでは言えないが、2箇所目は、あっせんで夫妻が発言したように記載されており、「夫妻側」という意味に解することはできないため、適切な内容に訂正すべきである。
- (2) 第2回及び第3回のあっせん結果報告書について訂正（挿入）を求めている部分のうち、事実であることに争いが無い部分については、本件対象文書はやり取りのすべてを網羅して記録したものではなく、概要と結果の要点を担当者の判断で取りまとめるべき性質のものと認められるため、不訂正とした知事の判断は妥当である。
- (3) 第2回のあっせん結果報告書について訂正（削除）を求めている部分のうち、職員が、あっせん時に異議申立人と事業者の話を聞いて行った評価に関する記述と認められる部分があり、この部分は訂正請求の対象となる「事実」には該当しないため、不訂正とした知事の判断は妥当である。
- (4) その他については、記載が事実でないという客観的な根拠は示されていないことから、不訂正とした知事の判断は妥当である。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成22年6月8日（諮問第14号）
答申日	：平成23年2月15日（答申第11号）
事案名	：消費者相談あっせん結果報告書の不訂正決定に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、消費者相談あっせん結果報告書に記録された異議申立人の自己情報について、平成22年3月24日に行った不訂正決定のうち、別表1の番号2の項目については別表2の下線部分を訂正すべきであるが、その他の部分については、いずれも不訂正としたことは妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成22年2月26日、異議申立人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、「(株) ○○○○○○○○○○○○○○○○○『○○○○○○不良』に関する第2回あっせんの結果(報告)」(以下「本件対象文書1」という。)及び「(株) ○○○○○○○○○○○○○○○○○『○○○○○○不良』に関する第3回あっせんの結果(終了)」(以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて、以下「本件対象文書」という。)に記録された自己情報について、別表1のとおり訂正請求を行った。
- 2 平成22年3月24日、実施機関は、訂正請求に係る個人情報（以下「本件対象情報」という。）のいずれも訂正をしなければならない場合には該当しないとして、不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）を行った。
- 3 平成22年5月20日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不訂正決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成22年6月8日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
本件不訂正決定を取り消し、請求どおりの訂正を求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
  - (1) 解釈の相違が多く、録音事実と違う事実が記載されている又は無記載である。
  - (2) 実施機関は「認識した事実に基づいて概要として取りまとめたものであり、出席していた他の職員にも事実と相違する記載はないことを確認しており、訂正をしなければならない場合には該当しない。」としているが、これまでのや





本件対象文書は、実施機関の説明によると、法令等の規定に基づいて作成しているものではなく、実施機関の活動記録として上司に報告するために担当者が作成した内部文書であり、あっせんの当事者を拘束するものではないとのことである。

また、記載する内容についても規定はなく、あっせん時のやり取りのすべてを網羅して記録したものではなく、あっせん全体の概要と結果の要点を報告することを主眼に作成されたもので、出席していた担当者が当時認識した事実に基づいて概要として取りまとめたものとのことである。

## 2 本件対象文書に記載された各情報について

本件対象文書1には、標題、報告日、報告所属名、第2回あっせんを行った日時、第2回あっせんを行った場所、第2回あっせんの出席者、第2回あっせんの結果、今後のスケジュール、「※」が付された記載及び上司等の確認印がある。

本件対象文書2には、標題、報告日、報告所属名、第1回から第3回までのあっせんを行った日時、第3回あっせんの出席者、第3回あっせんの結果、第3回あっせんの内容及び上司等の確認印がある。

## 3 本件対象情報について

本件対象情報は、本件対象文書に記載されている異議申立人の個人情報のうち、本件対象文書1については、「第2回あっせんの結果」中別表1の番号1から5までの項目、「今後のスケジュール」中別表1の番号6の項目及び「『※』が付された記載」中別表1の番号7の項目である。

また、本件対象文書2については、「第3回あっせんの結果」中別表1の番号8から18までの項目である。

## 4 訂正請求について

個人情報の訂正請求については、条例第23条第1項において、開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認める場合に、実施機関に対してその訂正（追加及び削除を含む。）を求めることができる旨定められている。これは、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、そのことによって誤った行政処分その他の行政行為がなされ、本人に思わぬ不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害するおそれがあることから、このようなことを未然に防止するために、開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、その訂正を求めることができることを権利として保障したものと解するのが相当である。

このことから、訂正請求が認められるためには、①当該保有個人情報がその性質上、訂正請求の対象となる個人情報に該当するかどうか（訂正請求対象情報該当性）、②条例第23条第3項により、訂正することが必要な場合かどうか（訂正の要否）、という要件を満たさなければならないと考えられる。

## 5 訂正請求対象情報該当性について

条例に基づく訂正請求は、上記4のとおり、条例第23条第1項において、開示を受けた自己情報について、事実の誤りがあると認める場合に行うことができると規定されている。このことから、訂正請求の対象は、「事実」であって、評



当該項目については、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容を踏まえて検討したところ、記載が事実でないという客観的な根拠は示されていないことから、当該記載内容が事実と異なるとは認められない。

よって、条例第23条第3項にいう訂正しないことにつき正当な理由があり、不訂正とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 別表1の番号14の項目について

当該項目については、事実であることに争いはないが、上記(3)に述べたとおり、本件対象文書は、あっせん時のやり取りのすべてを網羅して記録したものではなく、あっせん全体の概要と結果の要点を担当者の判断で取りまとめるべき性質のものと認められることから、当該項目が事実であったとしても、条例第23条第3項にいう訂正しないことにつき正当な理由があり、不訂正とした実施機関の判断は妥当である。

7 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

8 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会	長	富永	清美
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	植村	米子
委	員	大日方	信春
委	員	徳村	美佳

## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年6月8日	・ 諮問（第14号）
平成22年7月5日	・ 実施機関から不訂正決定理由説明書を受理
平成22年8月3日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成22年9月10日	・ 審議
平成22年10月15日	・ 異議申立人の口頭意見陳述、審議
平成22年12月2日	・ 実施機関からの説明聴取
平成22年12月16日	・ 審議
平成23年1月19日	・ 審議

別表1及び別表2

（個人情報保護のため記載しません。）